

研究インターンシップの枠組みと留意点

効率的な研究インターンシップの実施に向けて、産・学の双方で以下の各点にご留意下さい。

1 研究インターンシップの枠組み

対象学年	大学院の博士課程相当、または修士課程相当の学生及びポスドクを対象に行う。
実施時期	教育カリキュラムとの関係や受入機関側の受け入れ可能時期を勘案し、適切な時期を選択する。
単位	インターン生のモチベーションを高める上でも、インターン期間、事前・事後研修の時間等を勘案して設定を行うことが望ましい。
経費・報酬	M (ミッション・オリエンティッド) 型の研究インターンシップでは、受入機関からの手当の支給がある場合と無い場合がある。 J (ジョブ) 型の場合には、インターン生と受入機関との間で2ヶ月以上の雇用契約が結ばれ(初任給相当分の) 給与支給がある。 中長期のインターンシップ (特に遠隔地の場合) では、インターン生の宿泊先の確保、食費、交通費などの負担増について受入機関から配慮いただく。
実施テーマ	受入機関側からのテーマ提案を基本とし、インターン生の専門分野に応じた調整を行います。インターン生の能力・スキルにより、受入機関によるテーマの個別調整も可能です。
受入体制	受入機関等では人事部門と研究部門が一体となり研究インターンシップの受入体制を構築する。

2 準備段階での留意点

マッチング	マッチングにあたっては、インターン生の専門知識、スキルおよび志望 (あるいは提案テーマ) と受入機関側の募集内容 (あるいは受け入れ可能テーマ) について、必要に応じて面談やオンライン会議などを行う。
実施計画	インターンシップの実施にあたっては、インターンシップ実施計画書の作成を行う。その際、教育効果、研究効果、研究・開発成果など、インターンシップの成果を高めるために受入機関側のインターンシップ実施責任者、インターン生、大学コーディネータの3者で協議する。
保険への加入	インターン生は日本国際教育支援協会の、「学生教育研究災害障害保険」と「付帯賠償責任保険」に加入することが必要がある。 ¹ 保険のカバー範囲、補償上限 (物損なら1億円) に留意する必要がある。
インターンシップ契約	研究インターンシップ実施にあたり、大学と受入機関の組織間で研究インターンシップ実施契約書を締結する。同時に学生個人の同意書などが必要となる。 学生個人の同意書が不要なケース、同意書の代わりに個人と受入機関の間で別の契約を行う場合がある。
事前教育	インターンシップでの業務遂行にあたり、インターン生に不足するスキルや知識については、受入機関からの要請等により大学側で修得させることが必要。コンプライアンスについては、受入機関と大学の双方で学生に対し十分な教育を実施する。

